

# 月報私学

3

2023  
VOL.303



星稜中学校・高等学校は、設置者である学校法人稲置学園の建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を基に、「徳育・知育・体育」のバランスを重視し、生徒一人ひとりの個性と能力を引き出し伸ばすための教育を実践しています。令和3年に総合寮「GROW DORM」を竣工し（写真下段左右）、令和4年には創立60周年を迎えました。

写真提供 学校法人稲置学園 星稜中学校・高等学校（石川県金沢市）

## CONTENTS

- 令和5年度 私学関係予算(案)の概要等 ..... 2
- 事業団資金で明日を拓く ..... 6
- 令和5年度の掛金等の率 ..... 8
- 共済定期保険 前期募集のご案内(学校加入コース) /  
年金請求時の住民票等の省略 / 出産費及び家族出産費の支給額の変更 ..... 9
- 採用時の手続き ..... 10
- 無効の加入者証等の回収と返納のお願い /  
住宅貸付の「だんしん告知書」は新用紙を使用してください / 様式用紙等の請求方法 ..... 12
- 私学共済ホームページをご活用ください ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内 / 融資事業のご案内 ..... 16

## 令和5年度

## 私学関係予算(案)の概要等

文部科学省

令和5年度政府予算(案)は、令和4年12月23日に閣議決定されました。このうち、私学助成関係予算(案)、

幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)についての概要を説明します。

## 私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

令和5年度予算(案)において、一般補助については、私立大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することとして、2771億円を計上しています。

特別補助では、人口減少・少子高齢化の影響や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活

かして改革に取り組む私立大学等を重点的に支援するため、205億円を計上しています。

主な内容として、「私立大学等改革総合支援事業」については、特色ある教育研究の推進や、高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進等、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援することとして、112億円を計上しています。

大学院等の機能高度化の支援については、基礎研究を中心とする研究力強化や若手・女性研究者の支援等に117億円、私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実については、AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及支援に7億円を計上しています。また、

大学教育のDX(デジタルトランスフォーメーション)による質的転換支援として、学修データの可視化及び当

該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組の支援に2億円を計上しています。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、2976億円となっております。

## 私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

主な内容として、一般補助の幼児児童生徒一人当たり単価を増額するとともに、幼稚園教諭の人材確保支援を引き続き実施します。特別補助では、ICT教育環境の整備や児童生徒等の安全確保の推進等に取り組む学校への支援、特別な支援が必要な幼児の受入れを行う幼稚園への支援や預かり保育を実施する幼稚園に対する支援を引き続き実施します。さらに、家計急変等の経済的理由で児童生徒が修学を断念することがないよう、授業料減免による支援を計上しています。

この他、過疎高等学校特別経費や国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、1029億円となっております。

## 私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

主な内容として、私立学校施設の早期の耐震化完了に向けて、耐震改築及び耐震補強や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援するために40億円、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備への支援に7億円、各学校の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備への支援に30億円を計上しています。

この他、私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する支援として、14億円を計上し、これらを含めた私立学校施設・整備費の総額は90億円となっております。

## 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業等

日本私立学校振興・共済事業団の令和5年度貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や

令和4年度第2次補正予算案が成立しました。  
 私立学校関係については、耐震化を含む防災機能強化事業や、空調・換気設備及び校内LANの整備事業、私立大学等の教育・研究用の装置・設備の整備に必要な予算として107億円（私立高等学校等におけるICT教育設備の整備を含む）を計上しています。  
 また、令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等の迅速な復旧を図るため、私立学校施設の災害復旧及び教育研究活動復旧費等として62億円を計上しています。  
 （高等教育局私学部私学助成課）

令和4年度補正予算

私立大学附属病院の建て替え等の施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として575億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金272億円を計上しています。また、共済業務に係る事業費補助金及び事務費等補助金としては、1406億円を計上しています。  
 また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業や私立大学附属病院の建て替え整備事業に対して利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助金について、5億円を計上しています。

私立大学等の改革の推進等

～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～

令和5年度予算額（案） 4,095億円  
 （前年度予算額） 4,094億円



令和4年度第2次補正予算額 113億円

私立大学等経常費補助 2,976億円 (+1億円)  
 [令和4年度第2次補正予算額 4億円]

(1) 一般補助 2,771億円 (+5億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援  
 ○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2) 特別補助 205億円 (▲4億円)

「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

- 私立大学等改革総合支援事業 112億円  
 特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
- 大学教育のDXによる質的転換支援 2億円（新規）  
 デジタル技術の活用により、学修者本位の学びへの転換や、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援
- 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円  
 文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得するための取組の展開を支援
- 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 117億円
- 教育研究活動の拡充・展開に協働して取り組む大学等の支援 1億円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,029億円 (+9億円)  
 [令和4年度第2次補正予算額 2億円]

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

(1) 一般補助 860億円 (+6億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援  
 ○幼児児童生徒1人当たり単価の増額  
 ○幼稚園教諭の人材確保支援

(2) 特別補助 137億円 (+1億円)

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援  
 ○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援  
 ○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援  
 ○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

(3) 特定教育方法支援事業 32億円 (+1億円)

○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 90億円 (▲8億円) [令和4年度第2次補正予算額 107億円]

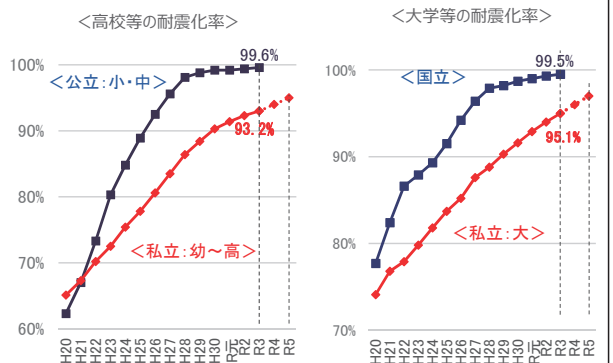
(1) 耐震化等の促進 40億円 (▲4億円) [60億円]

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の3年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

(2) 教育・研究装置等の整備 50億円 (▲4億円) [47億円]

- 私立大学等の施設環境改善整備費 7億円 [34億円]  
 安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
- 私立大学等の装置・設備費 30億円 [10億円]  
 私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備を支援
- 私立高等学校等ICT教育設備整備費 14億円 [3億円]  
 個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）575億円(うち財政融資資金 272億円)



出典：私立学校耐震改修状況調査(R4年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値)

[ ]は令和4年度第2次補正予算額

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

幼児教育関係予算(案)

令和5年度幼児教育関係予算(案)において、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援により、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を実現します。

●「幼保小の架け橋プログラム」の実施

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究や、大学等の研究機関による幼児期の環境や体験、学びが、小学校以降の非認知能力や認知能力等に与える影響に関する大規模実態調査を実施します。

さらに、質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる人材確保・キャリアアップの取組を推進し、幼児教育の「職」の魅力向上・発信していくとともに、諸課題に対応した指導方法等の充実を図る「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業」を実施します。また、幼稚園教育要領の正しい理解の下で適切な教育課程が編成・実践されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行うとともに、OEC Dが行う調査に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた重要な基礎情報を収集します。これらの取組のため、

令和5年度予算(案)において5億円を計上しています。

●幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

公私・施設類型を問わず質の高い幼児教育を実現するためには、地域における保育者の専門性の向上と教育課題に的確に対応するための人的体制の充実を図ることが重要です。幼児教育アドバイザーの配置、自治体の保健、福祉部局との連携等により、域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育推進体制の活用支援を強化していきます。この取組のため、令和5年度予算(案)において3億円を計上しています。

●幼児教育の質を支える教育環境の整備

喫緊の課題に直面する施設における教育環境の整備を支援するため、幼稚園におけるICT環境整備や感染症対策を支援するほか、私立幼稚園の耐震化や預かり保育への対応のための改修、感染症予防の観点からの衛生環境の改善のための改修等に必要経費として、令和5年度予算(案)において15億円、令和4年度第2次補正予算において35億円を計上しています。

なお、認定こども園施設整備交付金はこども家庭庁に移管し、認定こども園の施設整備事業を一元化します。  
(初等中等教育局幼児教育課)



幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和5年度予算額(案)	23億円
(前年度予算額)	25億円
令和4年度第2次補正予算額	35億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障**する「**幼児教育スタートプラン**」を実現する。

1 「幼保小の架け橋プログラム」の実施 5.2億円(4.5億円)

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「**幼保小の架け橋プログラム**」について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、**研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究**を実施

- 幼保小の架け橋プログラム事業 2.8億円(1.8億円)
- 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業 0.4億円(0.5億円)
- 幼児教育の理解・発展推進事業 0.3億円(0.3億円)
- 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業 1.2億円(1.3億円)
- 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究 0.4億円(0.6億円) 等

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援 3.0億円(2.7億円)

**地域全体の幼児教育の質の向上を図る**ため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援を強化**

- 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業 3.0億円(2.7億円)

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 15億円(17億円)

**ICT環境整備や感染症対策、施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

- 教育支援体制整備事業費交付金 10億円(13億円) [令和4年度第2次補正予算額 19億円]
- 私立幼稚園施設整備費補助金 5億円(5億円) [令和4年度第2次補正予算額 17億円]

※認定こども園施設整備交付金、私立幼稚園施設整備費補助金のうち幼稚園型認定こども園に対する支援は**こども家庭庁に移管**

**専修学校関係予算(案)**

令和5年度の専修学校関係予算(案)では、次の①～③の三つの取組を柱として、多様な振興策に要する経費を計上しています。

●**専修学校教育の振興に資する取組**  
「専門職業人材の最新技能アップデート」のための専修学校リカレント教育推進事業」

専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるとともに、そのプログラムの作成とともに、そのプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行うことにより、専修学校のリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう体制を構築し、その成果の普及を図っていきます。

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」

デジタル人材養成・確保の一層の推進を図ることを目的に、専修学校において効率的にデジタルスキル等を学ぶため、各業界・分野において、産学官が連携し、必要な技能や知識を明らかにしたうえで、効率的にそれらを身に付けられるようなモデルプログラムの構築をする取組について、箇所数の拡充を行いました。

また、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫の教育プログラムを開発するモデル

ルを構築するとともに、高等専修学校の学びのセーフティネット機能の充実強化に引き続き取り組んでいきます。

「専修学校における先端技術活用実証研究」

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新たな危機に備え、対面授業が実施できない環境においても実践的な教育が継続できるよう、専修学校教育における実践的な遠隔教育の手法を開発します。

「専修学校留学生の学びの支援推進事業」

留学生在が渡日できない状況にあっても、母国で学びを開始できる環境整備から来日後の残りの学修や就職支援までをトータルパッケージで支援する仕組みの構築を図っていきます。

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修実施体制づくり及び研修プログラムの開発、教学マネジメント強化のための実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取組を推進します。

「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」

専修学校の魅力を効果的・効率的に発信するため、「専修学校 #知る専」を通じた積極的な広報を実施します。

**助成業務**

「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」

意欲と能力のある専門学校生が新型コロナウイルス感染症の影響も含めた経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について、総合的な検討を引き続き実施してまいります。

●**専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組**

各専門学校の授業継続に必要となる対策に係る経費を補助するための経

費、学校施設や非構造部材の耐震化工事、教育装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を計上しています。

●**専修学校への修学支援に資する取組**

真に支援が必要な低所得者世帯の子ども達に対する修学に係る経済的負担の軽減の実施に必要な経費を引き続き計上しています。

(総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室)

**令和5年度 専修学校関係予算案**

( )は前年度予算額

<b>専修学校教育の振興に資する取組</b>	<b>22億円 (21億円)</b>
<b>【人材養成機能の向上】</b>	
● <b>新規</b> 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業	4.0億円 (新規)
専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。	
● <b>拡充</b> 専修学校による地域産業中核的人材養成事業	11.0億円 (9.8億円)
中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。	
〔・学びのセーフティネット機能の充実強化 / ・専門学校と高等学校の有機な連携プログラムの開発・実証〕	
・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム	
☆ <b>専修学校における先端技術活用実証研究</b>	3.4億円 (6.9億円)
産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等において、新型コロナウイルス感染症の影響下等、遠隔教育をソフト面から支えるモデルを開発し、新たな教育手法の普及促進を図る。	
☆ <b>専修学校留学生の学びの支援推進事業</b>	1.7億円 (1.7億円)
新型コロナウイルス感染症の影響下で留学生在が渡日できない状況にあっても、質の高い学びを開始・継続可能な専修学校留学生の総合的受入れモデルの構築。	
<b>【質保証・向上】</b>	
☆ <b>職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進</b>	1.4億円 (1.4億円)
専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じ、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。	
☆ <b>専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業</b>	0.4億円 (0.4億円)
専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。	
<b>専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組</b>	<b>5億円 (5億円)</b>
☆ <b>私立学校施設整備費補助金</b>	3億円 (3億円)
教育装置、学校施設等の耐震化、アスベスト対策に係る経費のほか、太陽光発電の導入等の工口改修等の学校環境改善に係る経費を補助	
☆ <b>私立大学等研究設備整備費等補助金</b>	2億円 (2億円)
新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助	
※ このほか、令和4年度補正予算として、専修学校の施設・設備の整備に関する経費を措置。(1.5億円)	
<b>専修学校への修学支援に資する取組</b>	<b>325億円 (293億円)</b>
☆ <b>高等教育(私立専門学校分)の修学支援の着実な実施(内閣府計上)等</b>	325億円 (293億円)
低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費	
<b>その他関係予算</b>	
○ <b>高等学校等就学支援金交付金(内数)</b>	4,104億円 (4,114億円)
○ <b>高校生等奨学給付金(内数)</b>	148億円 (151億円)
○ <b>日本学生支援機構の奨学金事業(内数)</b>	1,003億円 (1,015億円)
※ 貸与型無利子奨学金(一般会計)分	
○ <b>国費外国人留学生制度(内数)</b>	182億円 (184億円)
※ このほか、令和4年度補正予算として、高等専修学校における感染症等対策支援経費を措置。(242億円の内数)	
(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。	

# 事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 稲置学園  
 対象校 星稜中学校・高等学校  
 所在地 石川県 金沢市  
 対象事業 寄宿舎新築

学校法人稲置学園星稜中学校・高等学校は、昭和7年、「正確・明瞭」をモットーに総生徒8名で創設した「北陸明正珠算簿記専修学校」として歴史が始まりました。

戦後、昭和37年4月に「実践第二高等学校」の名で開校し、昭和38年9月に「星稜高等学校」に改称し、昭和48年に「星稜中学校」を開校しました。

そして、平成29年に校名を「星稜中学校・高等学校」とし、中高一貫校として新たなスタートを切りました。

本校は、最難関の国公立大学・私立大学への進学希望者を対象とするAコース、国公立大学・私立大学への進学希望者とするBコース、部活動で全国トップレベルの成績を目指しながら主に文系大学への進学希望者を対象とするPコース、難関大学や医学部医学科への進学希望者を対象とする中高一貫理数コースの四つのコースを持ち、建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」に基づいて「德育・



星稜中学校・高等学校 正門

知育・体育」のバランスを重視しながら生徒一人ひとりの個性と能力を引き出し、伸ばすための教育を実践しています。

そのような教育に資するため、令和3年度に中高総合寮を竣工しました。

## 中高総合寮の建設について、どのように企画・立案されましたか。

本校には、運動部を中心に県外出身の生徒が多数在籍しています。高等学校としての運動部寮は有していました

が、以前より中学生や運動部以外の生徒でも入寮可能な、いわゆる総合寮を造りたいと考えていました。また、少子化を踏まえ、県内遠方を含め県外からの生徒の受け入れ体制を整備する必要性も感じていました。

平成30年に近隣にて用地取得ができ、同年2月に第1回中学・高等学校寮整備委員会が開催され、複数回の協議を経て総合寮の整備計画が決定しました。

建物内の備品等は、半年ほど前から毎週のようにミーティングを行い、中学・高等学校の教職員から多くの意見を聞いたうえで購入を決定しました。

## 中高総合寮に、建学の精神や教育理念、校訓などをどのように反映させていますか。

多様な生徒たちが共同生活を送ることにより、挨拶・清掃などを率先して取り組む活動と感謝・協力・思いやりの心などを養います。

これにより、多様化する社会が求める適応力とコミュニケーション能力を身に付けた、建学の精神にある「誠実にして社会に役立つ人間」を育成します。

中高総合寮の名前「GROW DORM」は、本校のスローガン「GROW WISE RYUO」より、「成長する」という意味の「GROW」と寮を表す「DORM」を合わせたものが名前の由来で、社会に羽ばたいていくための

自立を促す施設としています。

## 中高総合寮のコンセプトや工夫された点はどこにあるでしょうか。

コンセプトは「自ら学ぶ強い意志と、共同生活から学ぶ広い視野を持った人間への成長の場」です。この寮は「食・住」だけでなく、勉学を含む教育環境の整備も目指しました。

自学自習ということになるべく生徒たちに心がけてもらうという趣旨で運営しています。

普段は寮のスケジュールの中で夜の学習時間を設けてあり、自分で時間を決め学習室で勉強するなど、生徒自身が自己管理能力を高めながら学習習慣の確立と継続を実践しています。



GROW DORM 外観

定期試験の2週間前からは、学校の教員がチューターとして平日2時間、休日4時間でローテーションを組んで寮に滞在し、生徒からの質問への対応など学習支援を行っています。

本校では、生徒一人に一台タブレット端末を貸与しており、寮内にも無線LAN環境を整備しました。この環境のもと、寮でもeラーニングシステムのプログラムを使用した自主学習が可能となりました。

また、寮室は原則2人部屋であり、ベッドと学習机を置いたあとの部屋の広さは比較的狭い作りになっています。これは、中学一年生から高校三年生まで勉学を中心にさまざまな目標を



寮室



学習室



食堂



共用スペース

持った生徒が集まる寮であり、多くの生徒とコミュニケーションをとってもらうためにも寮内にいる間は自室だけではなく、各階の共用スペースや学習室で過ごしてほしいという思いからです。

ただし、思春期を迎える多感な時期でもあり、友達と上手くいかないことや親元を離れたストレスなどで、心身の不調に悩むこともあると思います。そのような状況に備えてプライベートで寮職員と話ができる相談室などを用意しています。

寮での生活は、学年縦割りの班を編成し、朝晩の点呼・掃除を行い、生徒の寮代表と班長による自治組織で運営を行っています。

ランドリールームでは、それぞれの洗濯機ごとに複数の使用者を決め、生徒で譲り合って使用してもらっています。この洗濯機については、無料で使用できますが、あえてコインランドリーのように料金表示を行い、自分がどれだけ使用しているか一目で分かるようにし、自覚を促しています。

また、あらかじめ家具・家電を備えて付けており、生徒が入寮する際にはできるだけ負担を軽くするようにしています。

寮が新しくなり、生徒、保護者、地域民からの反応はいかがですか。

きれいな建物で設備も充実している

ため、入寮生や保護者にも喜んでもらえているようです。

寮職員が常駐しているというのは大きな安心感を与えているようで、保護者からは、学校よりも寮に電話いただくことの方が圧倒的に多いです。

そこで子どもの様子を聞かれた時なども寮職員が一つ一つ丁寧に対応しているため、その点は保護者の方もとて安心していただいているのではないかと感じています。

一方、地域の方々からは「寮から自分の家がどのように見えるのか」といった不安の声をいただいたので、内見会を開催して実際に寮内からどのように見えるか確認いただく機会を設けました。

また、寮には、非常電源を備えているため、地域住民の簡易な避難場所としても利用できます。

今後の貴校の目標・ビジョンはどのようなものでしょうか。

星稜で「勉学に励みたい」、「スポーツがうまくなりたい」と高い志をもって全国各地から生徒が毎年入学してきます。

そんな生徒が高校3年間もしくは中高合わせて6年間、親元を離れても安心して勉強やスポーツに集中できる環境を作り、夢をあきらめることなく、最後まで志を貫くことができるよう学校として全力でサポートしていきます。



鍋谷正二校長 GROW DORM 正面玄関にて

星稜生であることに誇りをもって次のステージに挑戦できる礎を学校生活及び寮生活を通して築き上げていきたいと考えています。

事業団融資を利用された理由をお聞かせください。

長期固定低金利であったことが一番の要因です。この期間をこの金利でとなると市中金融機関ではなかなか厳しいです。手続さも事業団の担当者に協力をいただき、スムーズに行うことができました。

【取材】企画室

# 令和5年度の掛金等の率

企画室

令和5年度の掛金等の率は、5年1月25日開催の共済運営委員会において了承され、表のとおりとなりましたのでお知らせします。

## 短期給付等掛金率

### ●短期給付分掛金率

現行の8・569%を据え置きます。

### ●介護分掛金率

私学事業団が負担すべき介護納付金が前年度に比べて約2億5千万円減少します。このため、4月から現行の1・762%を0・085ポイント引き下げ、1・677%となります。

なお、介護分掛金率については、厚生労働省からの通知による諸係数を基に、本事業団が負担すべき介護納付金の額を算定し、その額を私学共済制度における介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の加入者）の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して求めることになっております。

## 退職等年金給付掛金率

現行の1・50%を据え置きます。

なお、7年3月までの間は、退職等

年金給付掛金の負担軽減を図るため、標準報酬月額等に対し0・3%に相当する額を、職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れることになっております。このため、実行上の掛金率は1・50%から繰入率0・3%を差し引いた1・20%となります。

## 加入者保険料率（軽減保険料率）

元年度に、2年度～6年度の加入者保険料率（軽減保険料率）を設定しており、5年度の軽減後の保険料率（軽減保険料率）は4月～8月が現行の16・035%、9月～6年3月が16・389%となります。

## 子ども・子育て拠出金率

現行の0・36%に据え置かれる予定です。

詳細は、正式に決定され次第、改めて通知文及び私学共済ホームページでお知らせします。

表 令和5年度の掛金等の率

①40歳以上65歳未満の加入者

( ) 内は改定前の掛金等の率 (単位：%)

加入者種別	短期給付等掛金率 <sup>*2</sup>				退職等年金給付掛金率 <sup>*3</sup>	加入者保険料率 <sup>*2</sup> (軽減保険料率)	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.569	0.250	1.677 (1.762)	10.496 (10.581)	1.20	16.035(8月まで) 16.389(9月から) (16.035)	27.731(8月まで) 28.085(9月から) (27.816)
乙種加入者等 <sup>*1</sup>	8.569	0.195	1.677 (1.762)	10.441 (10.526)	—	—	10.441 (10.526)
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	16.035(8月まで) 16.389(9月から) (16.035)	17.430(8月まで) 17.784(9月から) (17.430)
任意継続加入者	8.569	0.125	1.677 (1.762)	10.371 (10.456)	—	—	10.371 (10.456)

②40歳未満及び65歳以上の加入者

(単位：%)

加入者種別	短期給付等掛金率 <sup>*2</sup>				退職等年金給付掛金率 <sup>*3</sup>	加入者保険料率 <sup>*2</sup> (軽減保険料率)	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.569	0.250	—	8.819	1.20	16.035(8月まで) 16.389(9月から)	26.054(8月まで) 26.408(9月から)
乙種加入者等 <sup>*1</sup>	8.569	0.195	—	8.764	—	—	8.764
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	16.035(8月まで) 16.389(9月から)	17.430(8月まで) 17.784(9月から)
任意継続加入者	8.569	0.125	—	8.694	—	—	8.694

※1 乙種加入者等は、短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）です。

※2 掛金等の率の改定時期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率（軽減保険料率）は9月となります。

※3 退職等年金給付掛金率（1.20%）は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。

注 都道府県補助金がある場合は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対し補助されます。標準賞与額にかかる加入者保険料に対しては補助されません。



## 共済定期保険 前期募集のご案内(学校加入コース)

福祉部 貯金・貸付課

共済定期保険の学校加入コースは、学校法人等の福利厚生制度として活用できるお勧めの制度です。ぜひ加入のご検討をお願いします。

### 学校加入コースとは

学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、24時間保障する制度です。学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は弔慰金・死亡退職金等として加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

### 保険料

- ・原則として全額損金として処理できます。
- ・個人加入のコースである「家族年金コース」と同一契約で行われるため、スケールメリットが得られます。
- ・収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます(令和3年度配当率約50・11%)。
- ・1年更新の団体保険であるため、毎

年保険料及び保障額を見直すことができます。

### 保障額

- ・10万円から300万円までの10種類の中から選択できます。
- ・全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

### 加入申込審査

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

### 加入申込期間

令和5年10月1日加入分の申し込み期間(前期募集)は、5年6月1日(30日)です。

詳細は、私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)▼福祉事業▼積立共済年金制度・共済定期保険事業)又は5年5月下旬に発送する前期募集パンフレットをご覧ください。

## 共済業務

## 年金請求時の住民票等の省略

年金部 年金第一課

令和5年1月1日に「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令」(令和4年文部科学省令第39号)が施行され、私立学校教職員共済法施行規則の改正が行われました。

この改正により、年金の請求手続きに必要な生年月日を確認するための住民票等について、個人番号(マイナンバー)を利用した住民基本台帳ネットワークシステムの活用により、原則省略できることとなりました。

年金請求手続きにおける具体的な必要書類は、年金請求書等に同封するパンフレット、説明文等を参照してください。なお、同封するパンフレットについては私学共済ホームページにも掲載しています。

### ●注意事項

1 住民基本台帳ネットワークシステムで情報が確認できなかった場合、追加で住民票等の提出を求めることがあります。

2 遺族厚生年金や加給年金額加算等の請求において、受給要件や加算要件を確認するための戸籍抄本(謄本)は省略できません。

## 出産費及び家族出産費の支給額の変更(令和5年4月1日施行)

業務部 短期給付課

政府の医療保険制度改革により、出産に伴う経済的負担を軽減するため、令和5年4月1日以降の出産にかかる出産費及び家族出産費の支給額が、次の①又は②のとおり引き上げられます。

- ①産科医療補償制度対象分娩のとき  
50万円
  - ②産科医療補償制度対象外分娩のとき  
48・8万円
- 出産費付加金・家族出産費付加金(5万円)に変更はありません。出産費の請求方法については私学共済ホームページ又は「事務の手引」249～254頁を参照してください。

産科医療補償制度	対象分娩であるとき	対象分娩でないとき
現在の支給額	(408,000円+12,000円) 420,000円	408,000円
改正後の支給額	(488,000円+12,000円) 500,000円	488,000円

注 産科医療補償制度の対象分娩であるときは、分娩機関が負担する産科医療補償制度掛金を合わせて支給しています。

## 採用時の手続き

— 資格・短期給付・貯金事業・貸付事業 —

## 加入者の資格取得 業務部 資格課

教職員を採用したときは、採用日から10日以内に「資格取得報告書<sup>DL</sup>」を提出してください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）でも資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、事前受付（私学共済ホームページ又は本誌2月号参照）を利用してください。

## ●提出する書類

(1) 「資格取得報告書<sup>DL</sup>」

①新規資格取得  
初めて私立学校の教職員として採用された人

## ②継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に前任校で教職員として採用された人

## ③再資格取得

過去に私学共済の加入者であった人で、再び加入者となる人や、私学共済の任意継続加入者であった人で、引き続き私立学校の教職員として採用された人

注 同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属する（実際に勤務する）

学校記号番号で「資格取得報告書<sup>DL</sup>」を作成し提出してください。

電子媒体（CD-R又はUSBメモ

リ）による報告ができます。私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）

▼資格と掛金等▼電子媒体での申請で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成、暗号化し、出力される送付状とともに提出してください。

(2) 「所属学校等変更報告書<sup>DL</sup>」

同一法人内で別の学校に異動になった人は、必ず後任校から「所属学校等変更報告書<sup>DL</sup>」を提出してください。

●「資格取得報告書<sup>DL</sup>」記入上の注意

## (1) マイナンバー欄

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバー確認と身元（実在）確認）を行ってからマイナンバーを正確に転記してください。

注 マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください。

## (2) 基礎年金番号欄

基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書等から正確に転記してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、必ず理由を記入してください。

## (3) 住所欄

マイナンバーを正しく登録するため住民票の住所を記入してください。漢字住所欄は都道府県名を含め、35字以内で記入してください。

フリガナは忘れずに記入してください。「・」「&」等の記号や「I」「II」等のローマ数字及びアルファベットは使用できません。

## (4) 加入者氏名欄

登録誤りを防ぐために、名前を記入する際は明瞭に記入してください。

・フリガナ欄・漢字欄↓16字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。

・フリガナ欄↓カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。アルファベットは登録できません。また、小さいカタカナ文字（ジョン）の「ヨ」等は、大きいカタカナ文字で登録されますので、ご了承ください。

・漢字欄↓アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります。

## 被扶養者の認定 業務部 資格課

被扶養者の認定申請をするときは、「被扶養者認定申請書<sup>DL</sup>」（以下「申請書」といいます）と添付書類を資格取得日から必ず30日以内に提出してください。30日を過ぎた場合は、私学事業団で申請を受理した日が被扶養者の認定日となります。

## ●申請書は新用紙を使ってください

令和5年1月から書式を変更いたします。旧用紙は情報連携に対応できないことから、旧用紙で提出した場合、返送となり処理の遅延等につながります。申請書を提出する際は、必ず新用紙を使用してください。

なお、新用紙は私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）からダウンロードすることができます。

## ●申請書提出時の注意

(1) 期日までに添付書類が整わない場合 申請書のみを30日以内に提出してください。申請書の受付後に返送しますので、速やかに添付書類を整えて、一括して再提出してください。

注 申請書が返送される前に添付書類のみを別送しないでください。処理の遅れや誤りにつながるため、添付書類は返送することがあります。

(2) 加入者番号の決定前に提出する場合 学校記号番号までを必ず記入してください。

## (3) 認定対象者の住所欄

加入者と同じ住所であっても必ず記入してください。マイナンバーの確認や自治体等から住民票情報等を取得するためには、認定対象者の住所の情報が必要になります。

## (4) マイナンバー欄

マイナンバー記入欄がテープ等によりマスキングされていた場合は、シス

して処理をします。このため、審査した結果、当該申請書にかかる不備等により返送する場合、マスキングテープを剥がした状態で返送しますので、「ご了承ください」。返送は簡易書留で行います。

**(5) 継続資格取得や所属学校変更の場合**

被扶養者に変更がなければ継続して認定しますので、申請は不要です。

**注** 前任校が丙種校(年金のみ適用校)の場合や再資格取得の場合は申請が必要です。任意継続加入者からの再資格取得は、「申請書の添付書類」を参照してください。

**●申請書の添付書類**

**(1) 新規資格取得や再資格取得の場合**

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類は異なります。

詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」105～128頁を参照してください。

なお、5年1月から次の書類は、原則、添付を省略できます。

- ・住民票(加入者が世帯主の場合)
- ・所得証明書(非課税証明書)(過去3年間無収入の場合)
- ・雇用保険の離職票

ただし、照会先の機関からの回答に時間を要する等の理由により情報が取得できない場合は、書類の提出を求めることがありますので、「ご了承ください」。

(2) 任意継続加入者が再資格取得をし、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすることで添付書類を省略できます。

(3) 他の健康保険制度(国民健康保険を除きます)から1日も空けず引き続き資格取得する場合

① 配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書原本(続柄、生年月日が確認できるもの)に代えることができます。

② 子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①の他に加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。

具体的には、加入者の年収見込証明書(「被扶養者認定申請書」の加入者の年間収入欄への記入)と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。

なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者の戸籍謄本が必要です。

**●国民年金第3号被保険者の届け出**

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を同時に提出してください。

加入者証等が届く前に  
保険診療を受けるとき

業務部 資格課、短期給付課

**●加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合**

加入者証等が届くまでの間、学校法人等代表者が加入者に「療養資格証明書」を交付することができます(私学共済ホームページ又は「事務の手引」63～64頁参照)。ただし、加入者番号や被扶養者認定日が確定しないと交付することはできません。発行前に必ず本事業団に確認し、無資格診療にならないよう注意してください。

**●加入者番号等が未決定の場合**

医療機関等の窓口で、一日医療費を全額自己負担し、加入者番号等が決定した後、一部負担金(原則3割)以外の保険診療分を、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書」に医療機関等の証明を受けた「診療報酬領収済証明書」(※)を添付して本事業団に提出してください。

※「領収書」の原本と「診療報酬明細書(レセプト)」の写しでも可

**継続資格取得者の福祉事業**

福祉部 貯金・貸付課

**●積立貯金**

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に積立が一時的に中断となります。積立を再開する場

合、「積立金明細書」に対象者の氏名、加入者番号、リユウホ2の表示等が記載されていることを確認したうえで「積立復活届書」を提出してください。「事務の手引」799～800頁参照。

**●積立共済年金・共済定期保険**

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となるため手続きは不要です。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更届出書」を提出してください。

**●貸付け**

(1) 一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付  
前任校で退職手当等が支給されたときは、任意償還を勧めてください。

ただし、住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得したときは、後任校から「異動報告書」を提出することで、引き続き定期償還ができます。

(2) 住宅貸付

住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給されるときは、継続資格取得をしても、前任校で即時償還しなければなりません。

万一、退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き  
退職手当等の額が即時償還額よりも少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書DL」（任意書式）を提出してください。本事業団から送付する支給額に応じた即時償還額の通知等を使用して、学校法人等が払い込んでください。

また、事情により退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（任意書式）を提出してください。  
②後任校の手続き  
次の書類を提出することで即時償還を取り消して定期償還を継続することができます。

- ・「異動報告書DL」
- ・「退職手当引当承諾書DL」
- ・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）DL」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合）

前任校が「資格喪失報告書DL」を事前受付で提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を後任校宛てに送付します。  
借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。

なお、借受人には、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。  
詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」966～968頁を参照してください。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者には「加入者証」を、被扶養者には「加入者被扶養者証」（以下「加入者証等」といいます）を一人1枚ずつ交付しています。  
加入者が退職したときや被扶養者の取り消しをしたときは、すでに交付している加入者証等は無効となります。

無効となった加入者証等を使用し、保険診療等を受けると、後日、医療費等を返還することになりますので、注意してください。  
●加入者証等の返納  
本事業団では、加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由（※）に該当したときは回収が確認できるまで督促を行い、回収強化に努めています。紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納不能届書DL」を本事業団に提出してください。

加入者証等の返納（又は返納不能届）が一定期間確認できない場合は、学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

※加入者証等の主な返納事由  
①加入者が退職（資格喪失）したとき

- ②所属学校を変更したとき
- ③氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
- ④被扶養者の取り消しをしたとき
- ⑤後期高齢者医療制度に該当したとき
- ⑥75歳に到達したとき
- ⑦65歳以上75歳未満で、一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

●任意継続加入者証等の返納  
任意継続加入者期間が終了したときや、③～⑤の事由に該当したときなど、無効となった「任意継続加入者証」及び「任意継続加入者被扶養者証」は必ず本事業団に返納するよう退職時に案内してください。

住宅貸付の「だんしん告知書」は新用紙を使用してください

福祉部 貯金・貸付課

令和4年10月から「団体信用生命保険 申込書兼告知書DL」は新用紙に変更しています。私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）からダウンロードできますので利用してください。

ダウンロードした用紙は、原本1枚を私学事業団に提出していただき、写しを控えとして必ず手元に保管してください。

なお、旧用紙の使用期限は、5年3月15日受付分までとなりますので、注意してください。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

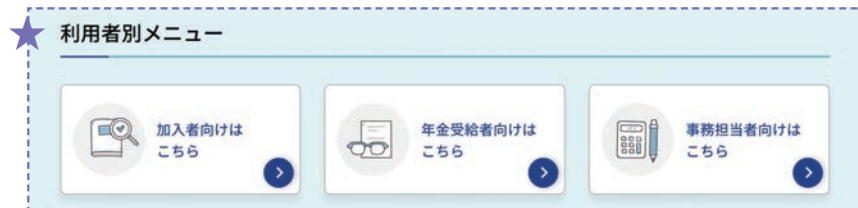
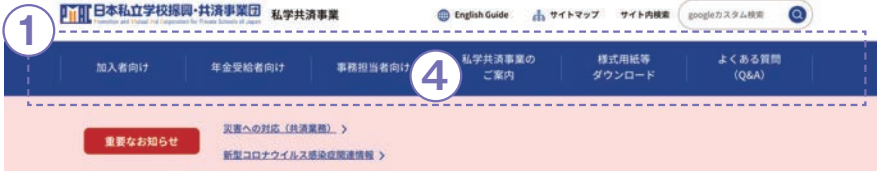
様式用紙等は、私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）から内容（分類）別又は用紙名（50音順）で検索し、ダウンロードすることができません。また、一部のダウンロードできない用紙は、掲載しているファックス請求フォーム又は任意の用紙に ①学名校名 ②学校記号番号 ③郵便番号・送付先住所 ④連絡先電話番号 ⑤担当者名 ⑥用紙名（様式番号は不要） ⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。なお、様式用紙等は変更となることがありますので、必要枚数を請求してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX番号	
広報相談センター相談班	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
福岡ガーデンパレス	092(713)3581	

# 私学共済ホームページをご活用ください

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページでは私学共済制度に関するさまざまな情報を掲載しています。また、緊急時や災害時にかかる対応も随時お知らせしていますので、ぜひご活用ください。



**1 ナビゲーション**

加入者・年金受給者・事務担当者向けのそれぞれのページから、各利用者に必要な情報を探すことができます。利用者別メニュー(★)から探すこともできます。

様式用紙等ダウンロードから各種手続きの際に使用する様式用紙等の一部(本誌でDLマークが付いている用紙)がダウンロードできます。

よくある質問(Q&A)では、私学共済制度にかかるよくある質問(Q&A)を掲載しています。

**2 お知らせ**

私学共済制度に関するトピックスを掲載しています。

利用者ごとのラベルを設定していますので、各利用者別に必要な情報を得ることができます。

**3 注目情報**

災害への対応やマイナンバーなど、特にお伝えしたい内容を時機に応じて掲載しています。

また「注目ワード」では、共済事業に関する利用頻度の高い情報にアクセスしやすいよう機能性を高めています。

**4 各事業のご案内**

私学共済制度の各事業の詳細は、こちらから閲覧できます。

アクセスはこちらから  
 URL : <https://www.pmac.shigaku.go.jp/>  
 「私学共済」で検索

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

## 共済業務

## 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元に用意してください。

## 資格取得・資格喪失報告書の事前受付

令和5年3月1日から、3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。加入者証等は処理（決定）後に順次発送します。ただし、継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。

決定日：受け付けから8日～10日後の火・金曜日

加入者証等の発送：決定日から3日後

- 書類提出から約2週間は、処理状況に関する照会を控えてくださるよう、ご理解とご協力をお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者へ渡してください。また、任意継続加入者証等は、申出書記載の加入者住所宛てに送付します。3月中に届いた場合も4月1日から使用するようご案内ください。
- 例年、取得時報酬の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以降となります。
- 詳しくは、本誌2月号をご覧ください。

【業務部 資格課】

## 資格喪失を事前受付で報告したときの貸付金の償還

事前受付で資格喪失を確認したとき、定期償還は3月分までとなります。4月1日以降に資格喪失を確認したときは、4月分以降の定期償還も発生します。

【福祉部 貯金・貸付課】

## 共済定期保険の配当金の送金

令和4年度配当金は、4年10月1日現在の共済定期保険加入者を対象とし、5年6月下旬に送金の予定です。現在届け出ている指定金融機関（保険料振替口座）の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合は、4月10日（月）までに「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合がありますので、速やかに届け出てください。【福祉部 貯金・貸付課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話が繋がりにくい状態となっています。

特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。ガーデンパレス共済業務課も併せて利用してください。

## 特定健康診査受診券(セット券)の有効期限は3月31日です

令和4年6月に学校法人等から加入者に配付した被扶養者の「特定健康診査受診券(セット券)」の有効期限は、5年3月31日(金)です。被扶養者の健康管理のため、被扶養者へ受診勧奨するよう、加入者に周知してください。

私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関(病院)一覧〕に特定健診指定機関(病院)一覧を掲載していますので利用してください。

【福祉部 保健課】

## 令和5年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額

令和5年4月からの任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、5年度の「任意継続掛金早見表」は3月上旬に送付する予定です。【業務部 資格課、掛金課】

## 3月の共済業務スケジュール

1日(水)	資格 事前受付開始
2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 2月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 4月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金等 2月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	掛金等 2月調定分納期限 貸付 4月24日送金申し込み締め切り

## 4月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 3月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

# INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 助成業務貸付金残高証明書の発行

助成業務の貸付残高のある全学校法人に対し、令和5年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬までに送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、学校法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判任意様式)と「返信用封筒(長3定型で切手を貼付したもの)」を同封のうえ、提出してください。

- ①年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ②年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、4年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

### ●会計監査人への残高証明書の発行

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)と送付先の監査人の住所・名称(氏名)を明記した「返信用封筒(表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの)」を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型でお願いします。

なお、発行時期は5月上旬となりますので、ご了承ください。

### 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

## 助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和5年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び令和5年2月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

### 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

## 「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員は閲覧できますので、ご活用ください。

### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

## 私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私学事業団では、私立学校の寄付金募集に関する情報を紹介するポータルサイトを設置しています(事業団ホームページ「私立学校寄付金ポータルサイト」)。

### ●私立学校寄付金ポータルサイトの特長

- ①受配者指定寄付金の利用にかかわらず、すべての私立学校が情報を掲載できます。
- ②学校のホームページとリンクできます。
- ③掲載費用は無料です。また、インターネットに関する技術や知識も必要ありません。
- ④寄付者が学校の特色等から寄付先を選択できるよう、フリーワードによる検索機能があります。
- ⑤寄付金の使い道や学校所在地など、寄付者の視点で私立学校を検索できます。

### ●私立学校寄付金ポータルサイトへの掲載方法

大学から小学校を設置する学校法人については、本事業団の電子窓口から掲載依頼が可能です。電子窓口の電子ファイル一覧(寄付金課▶私立学校寄付金ポータルサイト)内にある「私立学校寄付金ポータルサイトのご案内」を確認してください。提出後2~3日程度で掲載手続きが完了します。



幼稚園や専修学校のみを設置する学校法人については、個別に対応します。詳細は、寄付金課までお問い合わせください。

### 【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール

kifukin@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**仙台カーテンパレス**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)  
 JR「仙台」駅(東口)から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅(北1出口)から徒歩1分  
<https://www.hotelgp-sendai.com>

### 朝食付きプラン

1泊朝食付(1名1室/1名様)7,000円～



取扱期間：通年

笹かまぼこ、ずんだ餅、仙台麩柳川など宮城ならではのお料理と米どころ宮城の「ひとめぼれ」の朝食で1日をスタート

人気の朝食バイキングで思い出に残る仙台の旅をお楽しみください。

- ・和食中心の郷土料理をバイキングでお好きなだけご賞味ください。
- ・お部屋タイプやご宿泊日により料金が異なりますのでご予約の際にお問い合わせください。



シングルルームAタイプ

## 金沢 兼六荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239  
 JR「金沢」駅兼六園口(東口)から北鉄バス「南町・尾山神社」下車、徒歩3分

### 送迎付き 加賀会席プラン「花の膳」

ひがし茶屋街そばの料亭「加賀料理 秋月」で夕食を楽しむ

1泊2食(2名1室/1名様)17,800円～

取扱期間：通年(火曜日を除きます)

- ・1名1室のご利用の場合、1,000円の割り増しとなります。
- ・「加賀料理 秋月」(料亭)への送迎車は相乗りとなります。
- ・朝食は兼六荘で用意します。
- ・金沢市宿泊税200円を含みます。



花の膳 (イメージ)

## 融資事業のご案内

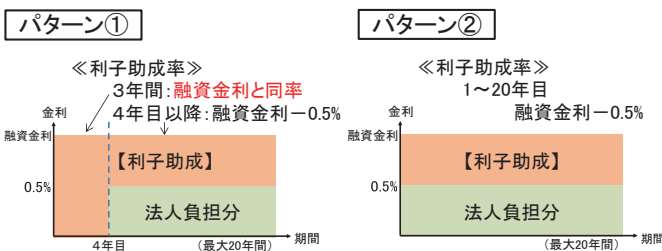
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



- ※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■ 主な事業と融資金利 (令和5年2月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.60	年% 1.20	年% 0.60	年% 0.60
寄宿舎などの建築・用地取得	1.70	1.30	0.70	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.60	(5.5年以内) 0.38

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)